ハラスメント苦情・相談の対応フローチャート

本人または第三者

苦情処理委員会 ⇔ 相談窓口担当者

＊委員長に報告

処理の流れを説明し同意を得る

本人・相手方・周辺ヒアリング

誤解・和解・又は見守り等の判断

事実関係の確認と整理

窓口担当者による処理

本人・相手方の双方理解の為説明・話し合い（第三者同席）

担当者が苦情処理委員会での協議検討が妥当と判断した場合、本人の同意を得て、協議検討を申し出る

本人の承諾を得て、苦情処理委員会にて協議検討

本人・相手方・周辺事情聴取

就業規則に基づく処分に該当しない場合

就業規則に基づく処分に該当する場合

判　定
理事長に答申

本人判定告知

相手方判定告知

人事異動
就業規則に基づく処分

不利益改善の為援助
人事異動・仲介・相談

意識改善周知（訓戒等）

被害者不利益改善
人事異動（被害者）
職場環境改善処置

被害者アフターケア